お得意様各位

株式会社 タテムラ システムサービス課 福 生 市 牛 浜 104

LX 相続税申告書・届出書セットプログラムの送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠に ありがとうございます。

この度、「相続税申告書及び届出書セットプログラム」の改正保守にご加入頂いているお客様に更新プログラムをお届け致しております。

つきましては、同封の資料をご確認頂いてからご使用頂きますようお願い申し上げます。尚、変更内容につきましては、同封の資料をご参照頂きますようお願い申し上げます。

取扱説明書につきましてはPDFとしてCD-Rに入れてお届けいたしております。環境問題へのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

_ 送付資料目次

※改正保守契約にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

・ LX用 相続税申告書・届出書セット・GP申告情報登録 CD-R 1枚取扱説明書

※CD-R内にPDFファイルとして説明書が入っております。

案内資料

•	• 同封物の解説 及びパーションNO.一覧 •••	•		•	•	•	•	T
•	・ プログラムの更新作業の流れ ・・・・・・	•	• •	•	•	• •	•	$2 \sim 3$
•	・ [1000]プログラムの更新作業 ・・・・・・	•		•	•		•	$4\sim6$
•	・ マルチウィンドウ端末・GP環境設定インストール方法 ・・	•		•	•		•	$7 \sim 9$
•	・ [89]バックアップ方法 ・・・・・・・・・	•		•	•		•	10
•	・ 相続税申告書プログラム変更内容 ・・・・・	•		•	•		•	11~12
	• 屈川 土 ヤ い ト 亦 雨 内 穴 • • • • • • • • • • • • • • • • • •							13~16

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。

尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 0.4.2 - 5.5.3 - 5.3.1.1 (AM10:00 \sim 12:00 PM1:00 \sim 3:30) FAX 0.4.2 - 5.5.3 - 9.9.0.1

改正保守契約に基づき、以下のCD-Rを同封しています。



今回送付した C D-Rは
・L X のプログラム更新
・Windows の環境設定
・P D F ファイルの取扱説明書
を 1 枚に入れて送付して
います。

1	親機専	用.
---	-----	----

No.	ラ ベ ル 名	枚数	備 考
1	LX 平成19年相続税申告書・届出書セット GP申告情報登録 更新プログラム GP5000環境設定 各種取扱説明書PDF	1	プ ログ ラムインストールCD-Rです。 契約プログラムのみインストールします。 お客様が起動できるプログラムの内容と C D-R のラベルは一致しません。(保守契約書又は同封 の伝票をご確認下さい。)

●バージョンNo. 一覧

下記のプログラムはF9 (申告・個人・分析)の1頁目または2頁目に表示します。

		<u> </u>	<u> </u>
PG番号	プログラム名	HD-VER	備考
			届出書への新様式へ転記及び個人データを償却
1100	GP申告情報登録	V-1.09	資産申告書へ転記できるように改善しました。
1110	届出書セット	V-1.09	要望の多かった7表を追加致しました。
500			平成19年相続税申告書の改正内容に対応しまし
510	相続税申告書	V-1.20	た。
530			
540	WP版相続税申告書	V-1.20	平成19年WP版相続税申告書です。

●バージョン確認後

環境設定のCD-Rは必ず保管して下さい。(機械が故障した際に使用します。) ※今回より前に発送した環境設定は破棄していただいて結構です。最新のものを保管して下さい。

LX

※転送作業は使用の有無に関わらず必ず行って下さい※

相続税等の直接動作するプログラム以外のものが含まれております。 また、以前送付した分を更新する場合は、送付(日付)順に転送していただかないと システムが正しく動作致しませんのでご注意下さい。

1. 相続税申告書及び届出書セットプログラムの転送 OD-R (※作業時間が15分ほどかかる機種があります。)

『平成19年 相続税申告書·届出書セット·GP申告情報登録更新プログラム』と書いてある CD-Rを用意し、転送作業を行います。

転送作業は[1000]プログラム更新作業の順序に沿って行って下さい。(P.4参照)

2. マルチWin端末・届出書 環境設定の転送 - CD-R (1. と同じCD-Rです)

『GP5000環境設定』(1.で実行したCD-Rと同じもの)と書いてあるCD-Rを用意し『端末機にセット』してインストール作業を行います。

端末機が複数台ある場合、各機での作業が必要です。

転送作業は「GP環境設定インストール方法」に沿って行って下さい。(P.7参照)

端末機にCD-ROMドライブがない場合はシステムサービス課までご連絡下さい。

3. 親機を再起動して下さい。

再起動しないと、旧システムのまま立ち上がり、バージョン確認が行えません。

4. バージョンの確認を行います。

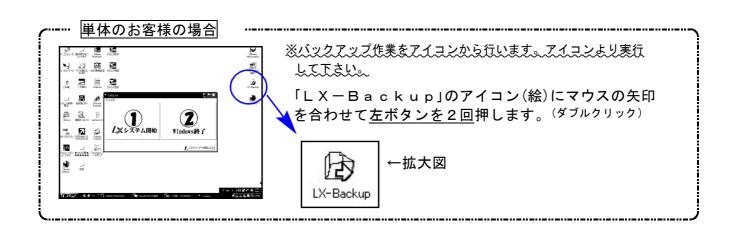
各プログラムの転送が完了したかどうか、各端末機でバージョンを確認して下さい。 (P. 1参照)

5. バックアップ

各プログラムの転送作業が終了したら必ず<u>バックアップ</u>を行って下さい。 バックアップとは内蔵ハードディスクもしくは、外付けハードディスクへ財務・税務データ を全てコピーする機能です。

転送作業を行った場合は、本日の業務の最後に必ず、F10 データ変換[89]バックアップを実行して下さい。**詳しくはLX「電源の入れ方・切り方」の取扱説明書P.9もしくは本送付案内のP.10を参照して下さい。**

※単体でご使用のお客様は[89]ではなく、「LX-Backup」のアイコンから行います。 次頁をご参照下さい。



※注意とお願い※

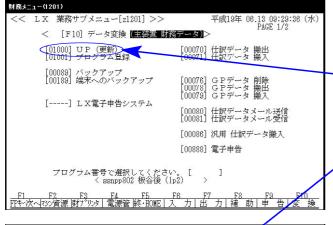
ハードディスクに障害が発生した際にバックアップが実行されていない為、各顧問先 のデータの復旧ができなかった例があります。

プログラム環境は復旧できますがデータバックアップがない状態では大切なデータを 復元することができません。

必ずバックアップを実行して頂きますようお願い致します。

● 操作方法

- ①「平成19年 相続税申告書·届出書セット·GP申告情報登録更新プログラム」と書かれているCD-Rを用意します。
- ② F10 データ変換のメニューを呼び出します。



初期メニューより F10 データ変換を選択 します。[1000] UP (更新) を呼び出します。

1000 **Enter** を押します。

左下図の画面を表示します。 バージョンが1.04以上であることを確認して 下さい。

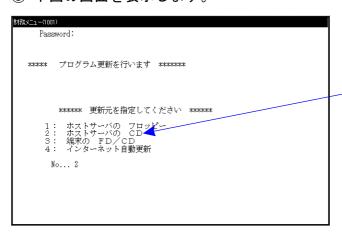
1.03以下の場合はシステムサービス課 までお問い合わせ下さい。

- ・パスワードがrootの場合は Enter
- " root以外の場合は n° スワード Enterを押します。

- ※ 2005年8月以降納品の機械(LX-TURB010) および
 - ・単体でLXを使用している場合

以下は端末FD/CDで作業して下さい。

③ 下図の画面を表示します。

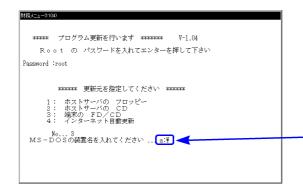


親機に「平成19年 相続税申告書~」 と書いてあるCD-Rをセットして 『2』 ホストサーバのCDを選択します。

2 Enter と押します。

※2005年8月以降納品の機械、LXを単体で使用及びホストマシン(親機)にCD-ROMドライブがない場合は端末機にフロッピーをセットして「3」Enter を押します。

《 3:端末のFD/CDを指定した場合 》



3:端末のFD/CDを選択すると 『MS-DOSの装置名を入れてください..a:¥』 と表示されますので、CD-ROMのドライブ名 を入力します。

Dドライブの場合『d』と入力します。 『d:¥』と表示されたら、Enterを押します。 ※お客様の機械によってドライブ名は異なります。 下記の方法で確認して下さい。

CD-ROMのドライブ名の確認方法

マイコンピュータを開きます。 CD-ROMのドライブを確認して下さい。

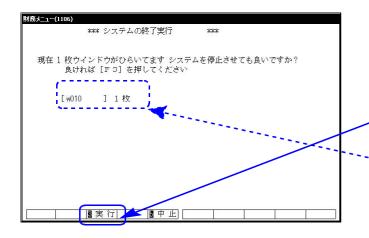
左図の場合はCD-ROMドライブは 『D』です。



④ インストールを実行します。左図の1行目の画面を表示します。『〇〇〇をインストールします[y/n/a/1?・・・・]』「a 又は 1 を選択します。

※誤って、y を選択した場合は2行目で a 又は 1 を選択して下さい。

⑤ 終了が出た後しばらくお待ち下さい。

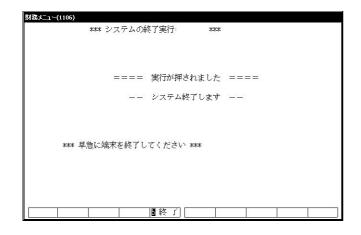


⑥ しばらくしますと左図の画面を表示します。 CD-Rを本体から取り出して下さい。

他の端末が起動していないことを確認して 実行(F3)を押します。

※ここに複数表示する場合は他の端末が動作中です。一旦終了して下さい。

1台のみの場合は現在作業している機械です ので実行(F3)を押して下さい。



⑦ 再度しばらくお待ち下さい。

左図の画面を表示した後、しばらくすると 自動的にマルチウィンドウ端末が終了します。

⑧ <u>単体の場合</u>はLXシステムを終了し、Windows 画面、もしくは『LXランチ』まで戻ります。

<u>ネットワークの場合</u>は親機の電源が切れるまでしばらくお待ち下さい。

9 再度LXを起動します。

※親機を複数台持っている場合は、本CD-Rにて更新作業を同様に行って下さい。

● 更新ができない場合

I. パスワードが違っている場合には、左図のエラーを表示します。最初から操作して下さい。

以及メニュー(1015) ### 更新もとのファイルが読めせんでした ###

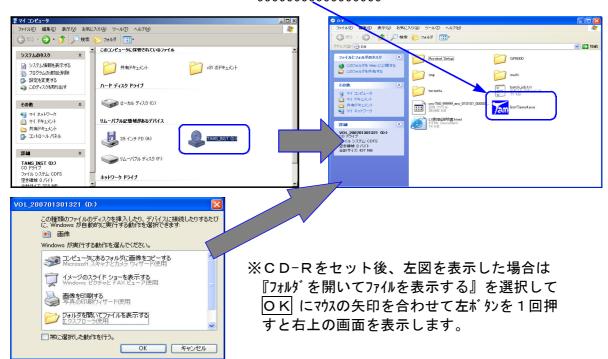
Ⅱ. フロッピ-又はCD-Rが親機にセットしていない場合には、左図のエラーを表示します。フロッピ-又はCD-Rをセットし、最初から操作して下さい。

転送前の確認事項

●インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。 (マルチウィンドウ端末も 閉じて下さい。)終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。

各プログラムのインストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

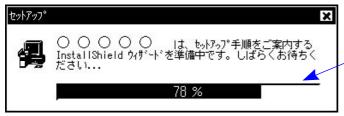
- 1. 今回送付した平成19年相続税申告書・届出書~のCD-Rを用意し、端末機にセットします。
- 2. マイコンピュータをダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。 CD-Rの内容を表示しますので『InstTams4. exe』をダブルクリックします。





3. マルチウィント・ウ端末『更新』にマウスの矢印を合わせて左末・タンを1回押します。 ※新規用は機械が強度した際に使用します。選択した場合はエラーを表示します。

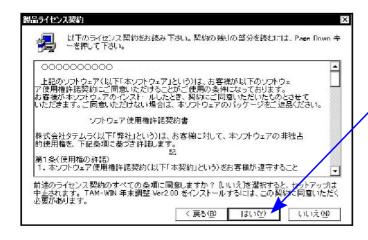
次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。





4. 左図の画面を表示します。 「100%」になるまでお待ち下さい。

- 5. 左図の画面を表示します。
 - ・マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを 1回押します。(クリック)



6. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「はい」に合わせ 左ボタンを1回押します。(クリック)

※届出書セットはこの対話を 表示しません。

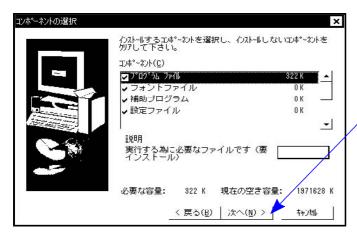
7. ^



7. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ 左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい







8. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ 左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい

9. 「セットアップ完了」と表示したら、マウスの矢印を「完了」に合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

10. 左図の画面に戻ります。 次に、納品伝票をご確認頂き、お届けしている各プログラムのインストールを行って下さい。

『平成19年 届出書セット』等をインストールします。各プログラム名の右横の『新規』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。

※届出書がない場合はこの作業は不要です。

- 11. P.8 『4.』 からの作業を実行します。
- 12. すべてのインストールが終了したら、マウスの矢印を閉じるに合わせて左ボタンを1回押します。
- 13. CD-Rを取り出し、Windowsを再起動して下さい。

以上でインストール作業は終了です。

転送前の確認事項

●インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。 (マルチウィンドウ端末も 閉じて下さい。)終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。

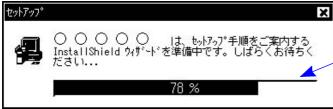
各プログラムのインストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

1.「マルチウィンドウ端末」と書かれたCD-Rを用意し、端末機にセットします。 しばらくしますと下図の画面を表示します。(自動表示しない場合はP.9の方法にて開きます)



2. マルチウィント、ウ端末『更新』にマウスの矢印を合わせて左木、タンを1回押します。 ※新規用は機械が放降した際に使用します。選択した場合はエラーを表示します。

次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。

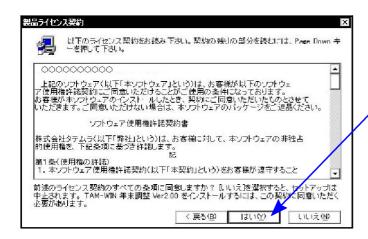


3. 左図の画面を表示します。 「100%」になるまでお待ち下さい。



4. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



5. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「はい」に合わせ 左ボタンを1回押します。(クリック)

※届出書セットはこの対話を表示しません。6. へ



6. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ 左ボタンを1回押します。(クリック)

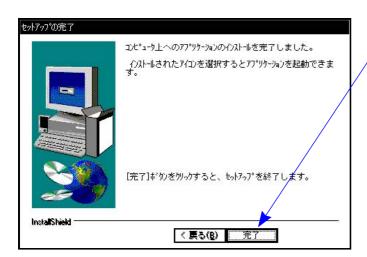
しばらくお待ち下さい



7. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ 左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい



8. 「セットアップ完了」と表示したら、マウスの矢印を「完了」に合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)



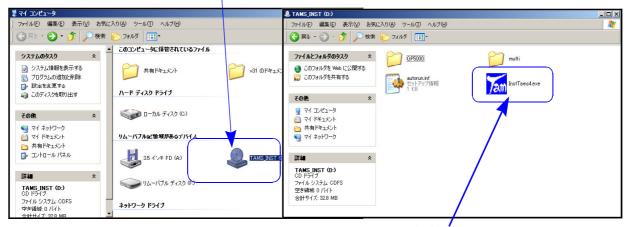
下さい。

- 9. 左図の画面に戻ります。 次に、納品伝票をご確認頂き、お届けしている各プログラムのインストールを行って下さい。 ※届出書がない場合にはこの作業は不要です。
 - ※ハードディスクの容量が250MB空いていれば 一括でインストールしていただいても結構です。
 - 『平成19年 届出書セット』等をインストールします。各プログラム名の右横の『新規』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。
- 10. P.7 『3.』 からの作業を実行します。
- 11. すべてのインストールが終了したら、マウスの矢印を閉じるに合わせて左ボタンを1回押します。
- 12. CD-Rを取り出し、Windowsを再起動して

以上でインストール作業は終了です。

CD-Rをセットして環境設定画面が自動表示しない場合

1. マイコンピュータをダブルクリックし、CD-ROMドライブをダブルクリックすると自動的に表示します。<u>P. 7へ</u> 『Tams_inst』



1. の作業で右上図を表示した場合は、『inst_tams4』をダブルウリックすると表示します。
 P. 7へ

インストール作業が完了しましたら、本案内P. 1バージョン一覧を元にバージョンを確認して下さい。 《バージョンが違う場合》

『契約内容をご確認下さい』・・・不明な点がありましたらサービス課へお問い合わせ下さい。

尚、今回送付の環境設定は機械が故障した際に使用しますので必ず大切に保管して下さい。 紛失等した場合は別途料金がかかります。

転送作業はこれですべて終了です。

F10

サーバーの場合、内蔵でハードディスクが2台設置してあります。

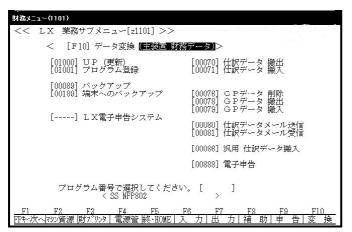
(タワー型のみ常に2台にデータを書き込み、どちらか一方が故障した場合でも他方より立ち上がるようになっています。※これはバックアップではありませんのでご注意下さい。)

サーバーには機械内部に抜き差しできる控えのハードディスク又は外付けのハードディスク、 ノート型には外付けのハードディスクへバックアップをとることができます。 (外付けハードディスクがなく、バックアップディスクが必要な場合はサービス課までお問い合わせ下さい。)

バックアップはとても重要です。万が一機械が故障した際に復旧する為の<u>復旧元になりますので必ず、毎日バックアップを行って下さい。</u>

バックアップされているところまでが復旧の対象となります。

バックアップを行っていない場合は、データの復旧だけでなくプログラムの復旧にもかかわってきます。古い状態にプログラムが戻ってしまった場合、プログラム更新料が別途かかりますので、必ずバックアップを行って下さい。



- 1. F10 データ変換の画面を呼び出します。
- 2. [89] バックアップを選択します。 89 Enter を押します。

財務メニュー(1101)							
***	※※ バックア	ケップ処理	****	*	page 1	V	7-1.12
ro	otへのパスワー	ドが必要で	す				
passw	ord ****						
		鳳終 了					

- 3. 左図の画面を表示します。
 - ・パスワードがrootの場合は Enter
 - " root以外の場合は _ パスワード Enter を押します。

4. 左図の画面を表示します。

何度もハ゛ックアップ。を行っている場合 1.フォーマットな し初めてハ゛ックアップ。を行う場合 2.フォーマットあり

を選択します。

※LXⅡのお客様はフォーマットございません。

5. バックアップが終了すると、F10のメニュー画面に 戻ります。 平成19年分 相続税申告書プログラム及びワープロ版プログラムにおいて、下記の内容で変更を 行いました。

【第5表】

	相続税法第19条				軽減の適用を受ける。 課税に係る贈与によ			人のうちに	- 農童\
1 一般	の場合(相続人が	いない場合又は②酢	【偶者が農業相続/	しである	場合に記入します。	LO CHI	(D)%	, , o	Д Д
		(第1表のAの	金額) [配偶者 法定相	続分〕			(1) %		д
	各の合計額のうち配		,000円×			円、			2.1
偶者の	法定相続分相当額					_ }_	>		
	2	上記の金額が	16,000万円に満た	こない	場合には、16,000万				
2偶者の	① 分割財産の価額	分割財産の価額	から控除する債	務及び	葬式費用の金額	(5) 純資	産価額に加	(I) -	(4 + (5))
額軽減	(第11表の配偶	②債務及び葬式費	3 未分割財産の	р (4	① (②-③) の金	税分	れる暦年課の贈与財産	額より	(⑤の金 小さいと
を計算	者の①の金額)	用の金額 (第1 表の配偶者の	es / Atransis		額(③の金額が ②の金額より大	.価額	(第1表の 者の⑤の金		の金額)
る場合	1 - 0 - 11	③の金額)	偶者の②の金	2額)	きいときは0)	額)		切捨て)
i 格	PI PI	P	9	円	円		H	*	円
) #B #E	き 税 の 絵 額	(B) (D) (A # 1. (C)	\	9 25	1 # / #	400	⑩ 配偶老の	EN AND AN AN	,000
111 49	売 税 の 総 額 1表の⑦の金額)	® ⑦の金額と⑥ ちいずれかり	の金額とのう ない方の金額	· **	税価格の合計 (第1表のAの金額		DCIM H	O税額軽減 fi(⑦×⑧	
		円	円			円			円
		00				.000			
						-			
配偶者の	の税額軽減の限度額			額)(第	1表の配偶者の⑫の	金額)	0		円
配偶者の			者の⑨又は⑩の金 円	額)(第	1表の配偶者の⑫の	-			
配偶者	の税額軽減の限度額皆の税額軽減額 額 の金額を第1表の配	(第1表の配偶 () () () () () () () () () (四の金額とのうち 税額軽減額③」欄	- 一いずれに移記相続人か	か少ない方の金額) します。 ら相続、連階や相続時)金額) _円)	② に係る贈与によっ	って財産を買	円収得した人)
配偶者	の税額軽減の限度額	(第1表の配偶 () () () () () () () () () (四の金額とのうち 税額軽減額③」欄 この表は、被 のうちに農業相談	ー いずれ に移記 相続人か 読人がい	か少ない方の金額))金額) _円)	② に係る贈与によっ	って財産を 耳 り場合に記入	円収得した人)
配 偶 老 (注) @ 2 配偶	の税額軽減の限度額皆の税額軽減額 額 の金額を第1表の配	(第1表の配偶() () () () () () () () () () () () () (四の金額とのうち 税額軽減額③」欄 (この表は、被 のうちに農業相談	ー いずれ に移記 相続人か 読人がい	か少ない方の金額) します。 ら相続、連階や相続時)金額) _円)	○ で に 係る 贈与による し が 配 関 者 以 外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	って財産を買り場合に記入	四 四 では、 日 で
配偶者(注)《	の税額軽減の限度額 者 の 税 額 軽 減 額 ②の金額を第1表の配 過者以外の人が農業	(第1表の配偶() () () () () () () () () () () () () (四の金額とのうち 税額軽減額③」欄 この表は、被 のうちに農業相談	ー いずれ に移記 相続人か 読人がい	か少ない方の金額) します。 ら相続、連階や相続時)金額) _円)	○ で に 係る 贈与による し が 配 関 者 以 外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	って財産を専り場合に紀入	四 四 では、 日 で
配偶者(注)《	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 ⑤の金額を第1表の配 者以外の人が農業 各の合計額のうち配	(第1表の配偶((個の金額と (個の金額と (個の金額と (四の金額とのうち 税額軽減額③」欄 (この表は、被 のうちに農業組を金額) (法定相 。0000円×	ー ー に移記 相続人かい。 育続人の]	か少ない方の金額) します。 ら相続、連階や相続時	全額) _円) 精算課稅。 農業相続力	○ で に 係る 贈与による し が 配 関 者 以 外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	って財産を見る場合に紀入	四 四 では、 日 で
配偶者 (注) € 2 配偶 課税価格 偶者のも	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 ②の金額を第1表の配 3者以外の人が農業 各の合計額のうち配 法定相続分相当額 ①	(第1表の配偶 ((優の金額と (編者の「配偶者の 相続人である場合 (第3表の⑥の 上記の金額が	四の金額とのうち 税額軽減額③」欄 (この表は、被 のうちに農業組を金額) (法定相 。0000円×	ー いずれ に移記 相続人かい 音続 がい ここない ない な	か少ない方の金額) します。 ら相談、連階や相談時 る場合で、かつ、その動	(5) 純資	② (正係る贈与によったが配偶者以外の (金)※ (金) ※ (0場合に紀入	円 円 (根した人) 日 円 円
配偶者 (注) € 2 配偶 課税価格 偶者の言	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 図の金額を第1表の配 場合以外の人が農業 各の合計額のうち配 法定相続分相当額 ① 分割財産の価額	(第1表の配偶 (個の金額と の金額と の金額と の金額と (第3表の④の 上記の金額が 分割財産の価額	円 回の金額とのうち 税額軽減額③ 欄 ・ (この表は、被 のうちに農業個本 ・ (広定相) ・ (成定相) ・ (のの万円に満が (から控除する債	に移記 根続人かい。 おみんの分 こなが なび に移及び	か少ない方の金額) します。 ら相談、連増や相談時 る場合で、かつ、その』 場合には、16,000万 群式費用の金額	会額) 円) 精算機能 円 円 (I) 純類税が 資料を 資料を 資料を のでする。	② 二係る関与によいを関考以外の ②※ ※産価額に加課を 本の関与財産	(I) - の金都	将した人) します。 円 (優+(場) ! ((場の金
配偶 老 (注) ② 配偶 課税価格が 偶者のが の の の の の の の の の の の の の の の の の の	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減の限度額 (本の金額を第1表の配 (本の会額を第1表の配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会) (本 (本) (a	(第1表の配偶 (個の金額と に偶者の「配偶者の 相続人である場合 (第3表の④の 上記の金額が 分割財産の価額	円 ②の金額とのうち 税額軽減額③ 欄 のうちに農薬間 金額) 「法定相 ののの円× 16,000万円に満力 から控除する債 ③ よい割替祭	に移記 相続人かい。 相続人の分 一 = - ないは 務及 び	か少ない方の金額) します。 ら相談、連増や相談時 る場合で、かつ、その 場合には、16,000万 群式費用の金額 (60,000 の金銀が (60,000 の金銀が	金額) 一円 精業 の 一円 の の の の の の の の の の の の の の の の の	② (正係る贈与によったが配偶者以外の (金)※ (金) ※ (D場合に記入 (面) - 都 (の金よ) は (面) を (の を (の を (の を) は (の を) も) (の を) (の	7年した人) 円 (ほもいう) (はいかのと) (イルののと)
配偶 きんしゅう (注) を (の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 図の金額を第1表の配 場合以外の人が農業 各の合計額のうち配 法定相続分相当額 ① 分割財産の価額	(第1表の配偶 (個の金額と の金額と の金額と の金額と (第3表の④の 上記の金額が 分割財産の価額	円 ②の金額とのうち 税額軽減額③ 欄 のうちに農薬間 金額) 「法定相 ののの円× 16,000万円に満力 から控除する債 ③ よい割替祭	ー れ に移記 かい が で 及 ののののののののののののののののののののののののののののののののの	か少ない方の金額) します。 ら相談、連閉や相談時 る場合で、かつ、そのほ 場合には、16,000万 葬式費用の金額 ③ (②-③) の金	金額) 一円 精業 の 一円 の の の の の の の の の の の の の の の の の	② ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	D場合に記入 (面) - 都 (の金よ) は (面) を (の を (の を (の を) は (の を) も) (の を) (の	(得した人) します。) 円 (ほ・いいな) (は、いいな) (はいな) (いのな) (ののと) (のののと)
配偶者 (注) € 2 配偶 (注) € 2 配偶 (現類をある) (現類を場合) (現類をある)	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減の限度額 (本の金額を第1表の配 (本の会額を第1表の配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会計額のうち配 (本の会) (本 (本) (a	(第1表の配偶 (個の金額と に偶者の「配偶者の を開着の「配偶者の は第3表の⑥の 上記の金額が 分割財産の価額 (準6番及び解集) は優勝及び解集者の の金額(第3表の配偶者の	円 (中の金額とのうち) 税額軽減額③ (欄 のうちに農業相等 (広定相	ー れ に移記 かい が で 及 ののののののののののののののののののののののののののののののののの	か少ない方の金額) します。 ら相談、連環や相談時 ある場合で、かつ、その 場合には、16,000万 群式費用の金額 (20-03) の金 額((20-03) の金 (20-04) の金額	金額) 四門 精業 門 四 納 類 税 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利 利	② ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	「B (① - 都) はは。 (1,0	円 (様した人) (します。) 円 (銀・(35) ((150の女と) (の女と朝) のの円未満)
配偶 (注) (2 配偶 (注) (2 配偶 (注) (2 配偶 (根)	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 別の金額を第1表の配 場帯以外の人が農業 各の合計額のうち配 がおこれが、 分割財産の価額 (第1まの配偶 者の①の金額)	(第1表の配偶 (個の金額と に側者の「配偶者の 相続人である場合 (第3表の②の 上記の金額が 分割財産の価額 (20 (第3表の②の 分割財産の配額 (20 (第3の金額) (20 (第3の金額)	円 回の金額とのうち 税額軽減額② 欄	ー がれ お記 根 がい) ー な び び の 価配 内 のの額 円	か少ない方の金額) します。 - 6相終、連増や相談時 る場合で、かつ、その! 場合には、16,0007 群式費用の金額 (20の金額が、(20の金額が、(20の金額が、120、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、2	全 円 (5) 解解素 円 円 (5) 解釈 (4) 解釈 (4) 解釈 (4) 解釈 (4) 解釈 (4) 解釈 (4) 解釈 (5) 解	② ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	0場合に記入 (IB) (ID) の額まはほう (1,0) 切捨て	円 (得した人) (します。) 円 (3 + (3) (
配偶 名 (注) (2 配偶 根 を 2 配偶 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 別の金額を第1表の配 場帯以外の人が農業 各の合計額のうち配 がおこれが、 分割財産の価額 (第1まの配偶 者の①の金額)	(第1表の配偶 (人) (第1表の配偶者の「配偶者の「配偶者の「配偶者の「配偶者の」 (第3表の⑥の 上記の金額が 分割財産の配額の (第6表及び解失す 用の金額が (第6表及び解失す 第一次の配額) 「ほのの金額と便」 (第6表ののののでのです。)	円 回の金額とのうち 税額軽減額② 欄	ー がれ お記 根 がい) ー な び び の 価配 内 のの額 円	か少ない方の金額) します。 う相談、連階や相談時 る場合で、かつ、その! 場合には、16,0007 弊式費用の金額 (⑩	金田 田 精算業 田 田 純 算税価配額 紙板 一 資本分額(例)	②	0場合に記入 (IB) (ID) の額まはほう (1,0) 切捨て	円 (様した人) (します。) 円 ((⑤の金 (小の金領) ()) 円 (000 の基と
配偶 名 (注) (2 配偶 根 者 の 減 算 合 税 格) 相 粉 の 間	の税額軽減の限度額 皆の税額 軽減額 ⑤の金額を第1表の配 間者以外の人が農業 をの合計額のうち配額 分割財産の価額 (第11表の配偶 者の①の金額)	(第1表の配偶 (人) (第1表の配偶者の「配偶者の「配偶者の「配偶者の「配偶者の」 (第3表の⑥の 上記の金額が 分割財産の配額の (第6表及び解失す 用の金額が (第6表及び解失す 第一次の配額) 「ほのの金額と便」 (第6表ののののでのです。)	円 (のの金額とのうち) 税額軽減額③」欄 (の方ちに農業領域) (成定相 (成定相 (から控除する債 (第1)表) (から控除する債 (第1)表) (第4)表) (第4)表) (第4)表) (第4)表) (第4)表) (第4)表) (第4)表) (第4)表) (第5) (第4)表) (第5) (第5) (第5) (第5) (第5) (第5) (第5) (第5	ー がれ お記 根 がい) ー な び び の 価配 内 のの額 円	か少ない方の金額) します。 5 指線、進階や相談時 場合には、16,000万 群式費用の金額 (② - ③) の金 額(③の金額 り大 きいときはり) 円	金田 田 精算業 田 田 純 算税価配額 紙板 一 資本分額(例)	②	16 (① - 都らはにいて、 (① - 都はは、(1,0 で) 切捨て ※	円 (様した人) (します。) 円 ((⑤の金 (小の金領) ()) 円 (000 の基と
配偶 名 (注) (2 配偶 根 者 の 減 算 合 税 格) 相 粉 の 間	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 別の金額を第1表の配 書数外の人が農業 者の合計額のうち配 法定相統分相当額 (第11表の配偶 者の①の金額 円 先 税 の 総 額 3 表の②の金額	(第1表の配偶 (個の金額と (個の金額と (第3表の③の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の一個) (第3の金額) (第3の金額) (第3の金額と (第3の金額と (第3の金額と (第3の金額と (第3の金額と) (第3の金額と) (第3の金額と)	円 (中)	に移記 和様がい。」 こな 務及 のの配 円 課 課 回 ・	か少ない方の金額) します。 ら相談、連増や相談時 る場合で、かつ、そのは 場合には、16,000万 群式費用の金額 (⑩-⑪)の金額、り次 きいことははり) 内 見 税価格の合計 (第3表の①の金額	全額 円 円 野 純算税	②	16 (① - 都らはにいて、 (① - 都はは、(1,0 で) 切捨て ※	円 (孫した人) します。) 円 ((母のの金 小さを朝 満 (000) のの基と ・領 ・領 ・領 ・・領 ・・領 ・・・・・・・・・・・・・・・
配 偶 書 (注) (((i) ((i) ((i) ((i	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 別の金額を第1表の配 書数外の人が農業 者の合計額のうち配 法定相統分相当額 (第11表の配偶 者の①の金額 円 先 税 の 総 額 3 表の②の金額	(第1表の配偶 (個の金額と (個の金額と (第3表の③の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の④の (第3表の一個) (第3の金額) (第3の金額) (第3の金額と (第3の金額と (第3の金額と (第3の金額と (第3の金額と) (第3の金額と) (第3の金額と)	円 (日本の金額とのうち) 税額軽減額③ 欄 (日本の金額とのうち) (日本のうちに農業個条 (日本のうちに農業個条 (日本のの) (日本のの) (日本の) (に移記 和様がい。」 こな 務及 のの配 円 課 課 回 ・	か少ない方の金額) します。 5 指線、進階や相談時 場合には、16,000万 群式費用の金額 (② - ③) の金 額(③の金額 り大 きいときはり) 円	全額 円 円 野 純 算 表	②	16 (① - 都らはにいて、 (① - 都はは、(1,0 で) 切捨て ※	円 (様した人) します。 円 (後・(多の金との金額) のの円未満) 円 (0000 のあと ・(9000 のあと ・(9000 のあと ・(9000 ののも、 ・(9000 ののも、 ・(9000 ・(9
配偶者 (注) (((1) ((1)	の税額軽減の限度額 皆の税額軽減額 3の金額を第1表の配 3者以外の人が農業 各の合計額のうち配 法定相続分相当額 (第11表の配偶 者の①の金額) 円 先 税 の 総額 3 表の①の金額	(第1表の配偶(((((((((((((((((((円 (中)	いいずれれに移紀がいた。	か少ない方の金額) します。 - ら相談、遺階や相談時 る場合で、かつ、そのは 場合には、16,0007 群式費用の金額 (⑩の金額が ②の金額より大 さいことはこり) 円 長税価格の合計 表の配偶者の②の金額 表の配偶者の②の金額	全額 円 円 野 純算税	②	16 (① - 都らはにいて、 (① - 都はは、(1,0 で) 切捨て ※	円 (孫した人) します。) 円 ((母のの金 小さを朝 満 (000) のの基と ・領 ・領 ・領 ・・領 ・・領 ・・・・・・・・・・・・・・・
配偶者 (注) (((1) ((1)	の税額軽減の限度額 皆の税額 軽減 額 (本の人が農業 者の合計額のうち配額 の全額を第1表の配額 の会額のの金額 のの金額のうち配額 のでの金額 のっ金額 のっ金額 のっ金額 のっ金 のるる のるる のるる のるる のるる のるる のるる のる	(第1表の配偶(((((((((((((((((((円 (中)	いいずれれに移紀がいた。	か少ない方の金額) します。 ら相談、連増や相談時 る場合で、かつ、そのは 場合には、16,000万 群式費用の金額 (⑩-⑪)の金額、り次 きいことははり) 内 見 税価格の合計 (第3表の①の金額	全額 円 円 野 純 算 表	②	16 (① - 都らはにいて、 (① - 都はは、(1,0 で) 切捨て ※	円 (得した人) します。 円 (多・⑤) (小さを朝) (小さを朝)) 円 ,000 の基と ・⑧)

注記を変更

【第11・11の2表の付表1】

欄内注意書きの「3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額 については、税務署(資産税担当)又は税務相談室にお尋ねください。」

> →「3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額 については、税務署(資産税担当)にお尋ねください。」に変更。

【第14表】

公寺元	与益の公主を	益法	なる	どに	- 週:寄[贈付し	たれ	た 目続貝	財産制産	産・産	の明	神	青	被相斜	売人						. 4	3
1	'純道	産産価	額にか	ロ算 さ 売、 i	される	暦年	F課 時料	税分0 算課和	の贈り	与財源る別	曾与に	よって	て財産	贈与財 を取得 合に記	した	人が、	70	H)相続	開始	前3年	以内	, 1 3
番号	贈与を	受けた	た贈	与	相続	開始前		F以内		丰課利	に係る	贈与	を受け	た財産	の明綿	1 2	① ①の	価額6	3 科	相続価格	税のに加価額	課算
1					1里	類	PETI .	目	P) 11	二一切)	別 守	奴	量	①価		円	確 0	つ価多	百 四	(1)	(2))	南道
2			+	-		+	-	+				+				+			-	-		- [
3			+:	-		+		-				+				+			+			-
_			<u>ا</u>	•		+		-				+	-		-	+			+			-
4			+-	•	Т							+						-				4
人	与をき	の ③ 相	1	_	+	各人	の合	計) 円				P			P			EJ.		_		円
0	-	計 客			Ą				_					昇した 層				100				4
1	を特定に所定	贈与財の記り	産とし	ってい ること	いる場合によ	合にり確	は、認し	次の事 ます。	項に	つい	て、	(受	贈配倡	場者) 」	及び	Γ(受贈則	は産の	番号)]	の欄	
		(公服	配偶者	f)												_	で番	号)				
	_	() ()		_																		
	私									売人力	いら贈	与によ	って	取得し	た上記		の	特定則	曾与用	オ産の	価	
	額につ	いては	贈与移	の課	税価	格に多	本入	します	0							-	_	65.070				
	額につ	いては 、私は	贈与移、相続	の課	税価	格に多	本入	します	0					取得し相続税		-	_	65.070				
	額につ なお を受け	いては 、私は ていま	贈与移、相続せん。	説の課開始の	税価の年の	格に負	以前	します	相続力	人から	うの贈	与につ	ついて	相続税	法第2	1条0	り6第	1項	の規5	定の证	類用	
	額につ なお を受け	いては 、私は ていま	贈与移、相続せん。	説の課開始の	税価の年の	格に負	以前	します	相続力	人から	うの贈	与につ	ついて		法第2	1条0	り6第	1項	の規5	定の证	類用	•
	額につおき受け	いては、私はていまでの金額の金額	贈与形、相続、せん。	初課開始の課表のそ	税価の年の人の人の人の	格に動作)前年)「純資	草入 以前 産産価	します 打に被材 額に加 明細	。 相続 <i>)</i> 算され	しから	らの贈 年課税	与につ	与財産	相続税価額⑤」	法第2	第15	D 6 第 表の®	1項の	の規究	定の通い移記	返用 します	رد آ
(注	額につおけを受けまり(相	いては、私はていまでの金額の金額	贈与形、相続せん。を第1	初課開始の課表のそ	税価の年の人の人の人の	格に動作)前年)「純資	草入 以前 産産価	します 打に被材 額に加 明細	。 相続 <i>)</i> 算され	しから	らの贈 年課税	与につ	与財産	相続税	法第2	第15	D 6 第 表の®	1項の	の規究	定の通い移記	返用 します	رد آ
(注	額 を (本) 公立 これを (本)	いてははまの金組を表表し、遺の記し、遺	贈与称。 相続。 を第1 を第1 など相 ます。	表の課題を表のそ	税価の年の人の人が人格	格に動作 の「純資」のな	東入前 経産価 い社 財	します 打に被材 額に加 明細 団又は	算され	しかられる暦	年課税益法人明	与につ 分の贈 、等に:	与財産遺贈し	相続税価額③」	法第2	1条の第15	の 6 第	1項の 欄にそ	の規究れぞれ	定の道 ・移記	覧用 します のの明	رد آ
(注	額につおけを受けまり(相	いては、 ないま る額の金額 を法人 の記入し	贈与秋 相続 せん。 を第1 などに 、被相。	表の課題を表のそ	税価の年の人の人が人格	格に動作 の「純資	東入前 経産価 い社 財	します 打に被材 額に加 明細 団又は	算され	人かられる暦	年課税	与につ 分の贈 、等に:	与財産	相続税価額③」た財産額	法第2	1条の第15	の 6 第	1項の	の規究れぞれ	定の道 ・移記	覧用 します のの明	رد آ
(注	額 を (本) 公立 これを (本)	いてははまの金組を表表し、遺の記し、遺	贈与称。 相続。 を第1 を第1 など相 ます。	表の課題を表のそ	税価の年の人の人が人格	格に動作 の「純資」のな	東入前 経産価 い社 財	します 打に被材 額に加 明細 団又は	算され	しかられる暦	年課税益法人明	与につ 分の贈 、等に:	与財産遺贈し	相続税価額③」た財産額	法第2欄及び	1条の第15	の 6 第	1項の 欄にそ	の規究れぞれ	定の道 ・移記	覧用 します のの明	رد آ
(注	額 を (本) 公立 これを (本)	いてははまの金組を表表し、遺の記し、遺	贈与称。 相続。 を第1 を第1 など相 ます。	表の課題を表のそ	税価の人の一般の人の一般の人の一般の人の一般の人の一般の人の一般の人の一般の人の一	格に貧年 の前年 に財産 に財産 のた場	章入育 産産の社 財所	しますが 領に加 明細 団又は 等	算され	しかられる暦	年課税益法人明	与につ 分の贈 、等に:	与財産遺贈し	相続税価額③」た財産額	法第2欄及び	1条の第15	の 6 第	1項の 欄にそ	の規究れぞれ	定の道 ・移記	覧用 します のの明	رد آ
(注	額 を (本) 公立 これを (本)	いてははまの金組を表表し、遺の記し、遺	贈与称。 相続。 を第1 を第1 など相 ます。	表の課題を表のそ	税価の年の人の人が人格	格に貧年 の前年 に財産 に財産 のた場	東入前 経産価 い社 財	しますが 領に加 明細 団又は 等	算され	しかられる暦	年課税益法人明	与につ 分の贈 、等に:	与財産遺贈し	相続税価額③」た財産額	法第2欄及び	1条の第15	の 6 第	1項の 欄にそ	の規究れぞれ	定の道 ・移記	覧用 します のの明	رد آ
(注	額を受ける金のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	いてははま、、私はまないでは、大いなはまないでは、大いなまないでは、大きないでは、ためいでは、大きないでは、大きないでは、ためいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、た	贈与続は、せん。を第1はなどに相ない。 増目	を の課 開始 を表のそ ・遺則 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	税価の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	格に針の下統領・財産のた場のない。	章入育 産産の社 財所	しますが 額に加 類細 団又は 等	算され	したの数	年課税益法人明量	与につかの贈 等に 細	与財産 与財産 遺贈し	相続税価額③」た財産額	機及び のう	11条6	の6第一次の例外の1分割を表の例外の1分割を表の例外の1分割を表の例外の1分割を表していませた。	前1項(の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	の規究	定の近れ移記いもいも、地、	直用しますのの明名称	رد آ
(注 2	額を受ける金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の	いてははま、、私はまないでは、大いなはまないでは、大いなまないでは、大きないでは、ためいでは、大きないでは、大きないでは、ためいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、た	贈与続いせん。を第1はなどに相する。 を第1は公は、被する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を を と	税価の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	格に針を上りのた場のなった場合を	京入市 政産価 を加い社 財所	してにます。 (1) はまでは、 (1) は、 (2) は、 (3) は、 (4) は、 (5) は、 (6) は、 (7) は、 (7) は、 (8) は、 (9) は、 (開続が	しかい の数 単文	からの贈 年課税 益法人 明 量	与につかの贈 等に 細	与財産 与財産 遺贈し	相続税価額⑤」た財産額	機及び のう	11条6	の6第一次の例外の1分割を表の例外の1分割を表の例外の1分割を表の例外の1分割を表していませた。	1項(() 1項(() 1) 1 1 1 1 1 1 1 1	の規究	定の近れ移記いもいも、地、	直用しますのの明名称	رد آ
(注 2	額を受りました。	い、て、一個の金額人をはし、近日の一個のでは、大きのでは、一個のでは、大きのでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、	贈与続れている。 はいます はいます はいます はいます いまます がっぱん はいます いまま はいまま はいまま はいます はいます はいます はいます	(4の) 課人 な 相 は 人 な 相 は は な 相 は は は は は は は は は は は は は は	税価ののというでは、利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利用を利	格前年を開かるという。「おきを持ちなり」という。	算以 産の社 財所 計し相置	しいに額の明団等をおきた。	。目続 算 財団 財産 財産 関 財産 関 ・	人かられる暦 や公の数	らの贈 年課税	等に無細し	与財産遺贈し	相続税価額⑤」た財産額	法第2 柳及び のう	大田 公益 支出	プ 6 第 表の⑦ 活技人**	11項の	の規究の規究の規究の方式の方式の方式を表する。	定の近れ移記いもいも、地、	10月 日本	
(注 2	額を上げ、水土のおけば、水土のおりは、水土のおりは、水土の水土のおりは、水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水土の水	い、て、網を法表の記組の下方等別対	贈与続いせん。 ながま 目	まるの はの は で は で は で は で は で は で は で は で で な 相 は 項 の 行 で な 相 は 項 の 行 で な 相 は 項 の 行 で は で は で は で は で は で は で は で は で は で	税年の人の しん と で に 財 税定40	格前は「財のた場」を別道の条の場合を別道の	章以産産の社 財所 計 し相置を第	した 額 明団 等 相が 行ま を を に を に を に を に を に を に を に を に を に	。相続 算され 団 見	人かられる暦 中公の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	らの贈 年課税 益法 明 量 はでの3	等に 細	ラいて、 与財産 遺贈し 価	相続税価額⑤」た財産額	法第2のう:	大 公 立 大 て 寄	の 6 第 表の ② 対象 表の ② 対象 表表の ② 対象 表表の ② 対象 表表の ③ 対象 表表の ② 対象 ② 対象 表表の ② 対象 表表 表表 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如 如	1 項(の)	の規類にいるない。	定の近い移記いる。	が 日本	
(注) 2 種 (1)	額を上りのおけて、本金になるでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	い、て 場の 法表入 遺 の 下 方第別指置 かん は と 外 計 者 で の 下 が 別 計 者 で 下 対 第 の 計 な で 下 対 計 置	贈れて をななま 目 益に 共条置法第7 法 関 団 第 法 大 関 団 第 法 大 関 団 第 法 大 関 団 第 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 大 全 正 法 第 7 世 三 元 本 三 元 五 五 元 五 元 五 元 五 五 元 五 五 五 五 五 五 五 五	表の課題を表の表示。 大な相は項行令第 大な相は項行令第	税の の 着が し所 ど続 租規第3項 に財 税定40項	格前 財の たい な 寄産 時の条の別の 別適の 別	章以 産 の社 財所 計 し 相 置を第の	しいに 額明日 等 相税 はい行まのを	。相 算 財	人から 一	らの贈 年課税 益法人明 量 はでに、第 当する	与にごかかの贈 一 一 を は は 1 項に 1 項に 1	りいて、 与財産 遺贈し 価	相続税 価額⑤」 た財産 額	法第2のうう	11条の 第15回 お	つ 6 第 表のの 法人	11項の	の規究の規究のおきない。	定の資本を記しいも、地、	1月 します かのり 名称 明細 税料 れんので	
(注) 2 種 (1) (2) (3)	額を注)の名細類特別は指現和理のになるでは、一つおけ、作者になるでは、対しては、情報を利用を対しては、情報を利用を対していません。	い、て 欄を 法の記 網	贈与移続は、はない、また、 日	大 な 相 は の 年 は の 年 は の 年 は の 年 は の 年 は の 年 は の 年 年 は の 年 年 は の 年 年 年 年	税 の 曽 が し が ど 続 租 規 第 3 6 6 6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 6 7 7 6 7	格前 一財の た… 寄 発 時の条のの適に年 一続 一財 な 場 一	章以 産 の社 財所 計 し相 置を第の3 番 で	した 額 明団 等 相税 法受り項目にませ	の相 第一 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財	したの数 マス は で の数 マス は で で で な で で で で で で で で で で で で で で で	らの贈 年課税 益法 明 量 はでの3 当する 空特定	与につかの贈	ラいて、 与財産 遺贈し 価	相続税の価額の対象を表現しています。	法第2のう:	大 公 支 と 寄 附	り6第 表の⑦ 相続税が 法人/	11項(() () () () () () () () () () () () ()	の規究においています。	定の資地を記しいもいました。	が 見ます リカ 名称 明和 税 お の で	
(注) 2 種 (1) (2)	額を上) 公細類 特別 間積和税配金 別別 租機 別別 租機 別別 租機 別別 租機 別別 日間 報報 の 別別 日間 報報 の 別別 日間 報報 の 別別 日間 日本 の 別別 日本	い、て 欄を 法の記 網	贈れせを なべま 目	表 遺入 な 相 は の 令 条 条 の 後 の 多 の 多 の 多 の 多 の 多 の 多 の 多 の 多 の 多	税年の 人 し 人 格	格前 財の た 場 特 の 別 調の 別 別 の 別 項 の 別 項 の の 選 項 に	章以 産 の社 財所 計 し相 置を第の3 受定	した 額 明団 等 相税 法受り項目にませ	の相 第一 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財 財	したの数 マス は で の数 マス は で で で な で で で で で で で で で で で で で で で	らの贈 年課税 益法 明 量 はでの3 当する 空特定	与につかの贈	ラいて、 与財産 遺贈し 価	相続税 価額⑤」 た財産 額	法第2のうう	大 公 支 と 寄 附	り6第 表の⑦ 相続税が 法人/	11項(() () () () () () () () () () () () ()	の規究においています。	定の資地を記しいもいました。	が 見ます リカ 名称 明和 税 お の で	
(注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	額を上) 公 細 類 特 私 国情報 根 和 条 知 別 和 は 和 条 別 和 は 個 和 米 和 条 分 に 置 報 本 和 条 分 に 置 報 本 和 条 分 に と 一 か よ こ を か ま か よ こ を か よ こ を か ま ま な ま ま か よ こ と を か よ こ を か ま ま な ま ま ま な ま ま ま ま な ま	い、てい、金部人ははまなの記が、この下方等別等を別の下方等別者でははまり、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別のでは、地法等別のでは、地法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等の法等のでは、他法等の法等のでは、他法等。他就是不可能能够可能能够可能能够可能能够可能能能能能能能能力。	贈相が、ながまり、おおいまでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	表 造り な 相 は 項 行 条 第 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 4 4 4 は 可 行 条 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	税年の 人 し	格前 財の たい な 寄を 特の条のの適項け出 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年	章以 産 の社 財所 計 し 相 置を第の3 受定。 し	しに 額 明団 等 相税 施け項用はます た 税 がり 行まのを規ます た	。相 算 財	かい 1 を の数 全 期 (40条 該す 数 屋 の	らの 年課税 明	与につかり 等に 細 土 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	ラいて: 与財産	相続税 価額③」 ・た財産 額 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	法第2のう: 内内 に に に け し を に に け し を と と 人 笑	11条の第15章 相益 生寄す 附 し の所	つの名第 表のの は続税が 法人り はした を したのの 在地・たのの	11 項(の規究れぞれらなが、所を助けるのは、の税特を関	定の資記いり、地、	が 日本	# c, U %
(注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	額をとは) の	い、てい、金部人ははまなの記が、この下方等別等を別の下方等別者でははまり、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別のでは、地法等別のでは、地法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等の法等のでは、他法等の法等のでは、他法等。他就是不可能能够可能能够可能能够可能能够可能能能能能能能能力。	贈相が、ながまり、おおいまでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	を の	税年の 人 人 人 本 で に 財 税定40項11の 11で 2 に 財 税定40項11の 11で 11で 11で 11で 11で 11で 11で 11で 11で	格前 財の たい な 寄を 特の条のの適項け出 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年	京以 産 の社 財所 計 し相 置を第2規する	した 額 押団 等 相税 施け頃年 ま被 加 畑 以 善等 相税 施け頃年 まず 新の 行ま頃を まま 等	。相 算 財	かい 1 を の数 全 期 10条 該す 認 雇 の	らの贈 年課税 益法 明 はでの3 当 定 特 等 促	与につかり 等に 細 土 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	ラいて、 与財産 遺贈し 価	相続税 価額の上た財産 額 を を を を を を を を を を と に の た と と に の た と と し こ で 寄 に と と く 公 な と と と と と と と と と と と と と と と と と と	法第2のう: 内内 に に に け し を に に け し を と と 人 笑	11条の第15章 相益 生寄す 附 し の所	り6第 表のの 組続税が 法人/	11 項(の規究れぞれらなが、所を助けるのは、の税特を関	定の資配はも、地、	が 日本	1
(注) (3) (4)	額を上) 公 細 類 特 私 国情報 根 和 条 知 別 和 は 和 条 別 和 は 個 和 米 和 条 分 に 置 報 本 和 条 分 に 置 報 本 和 条 分 に と 一 か よ こ を か ま か よ こ を か よ こ を か ま ま な ま ま か よ こ と を か よ こ を か ま ま な ま ま ま な ま ま ま ま な ま	い、てい、金部人ははまなの記が、この下方等別等を別の下方等別者でははまり、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別のでは、地法等別のでは、地法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等の法等のでは、他法等の法等のでは、他法等。他就是不可能能够可能能够可能能够可能能够可能能能能能能能能力。	贈相が、ながまり、おおいまでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	表 造り な 相 は 項 行 条 第 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 4 4 4 は 可 行 条 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	税年の 人 し	格前 財の たい な 寄を 特の条のの適項け出 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年	章以 産 の社 財所 計 し 相 置を第の3 受定。 し	しに 額 明団 等 相税 施け項用はます た 税 がり 行まのを規ます た	。相 算 財	かい 1 を の数 全 期 (40条 該す 数 屋 の	らの 年課税 明	与につかり 等に 細 土 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	ラいて ・ ・ ・ ・ ・ は に に は に に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	相続税 価額の上た財産 額 を を を を を を を を を を と に の た と と に の た と と し こ で 寄 に と と く 公 な と と と と と と と と と と と と と と と と と と	法第2のう: 内内 に に に け し を に に け し を と と 人 笑	11条の第15章 相益 生寄す 附 し の所	つの名第 表のの は続税が 法人り はした を したのの 在地・たのの	11 項(の規究れぞれらなが、所を助けるのは、の税特を関	定の資記いり、地、	が 日本	# c, U %
(注) 2 種 (1) (2) (3)	額をとは) の	い、てい、金部人ははまなの記が、この下方等別等を別の下方等別者でははまり、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別者では、地法等別のでは、地法等別のでは、地法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等のでは、他法等の法等のでは、他法等の法等のでは、他法等。他就是不可能能够可能能够可能能够可能能够可能能能能能能能能力。	贈相が、ながまり、おおいまでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	表 造り な 相 は 項 行 条 第 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 項 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 3 4 4 は 可 行 条 2 3 4 4 4 は 可 行 条 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	税年の 人 し	格前 財の たい な 寄を 特の条のの適項け出 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年 (1)年	章以 産 の社 財所 計 し 相 置を第の3 受定。 し	しに 額 明団 等 相税 施け項用はます た 税 がり 行まのを規ます た	。相 算 財	かい 1 を の数 全 期 (40条 該す 数 屋 の	らの 年課税 明	与につかり 等に 細 土 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	ラいて ・ ・ ・ ・ ・ は に に は に に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	相続税 価額の上た財産 額 を を を を を を を を を を と に の た と と に の た と と し こ で 寄 に と と く 公 な と と と と と と と と と と と と と と と と と と	法第2のう: 内内 に に に け し を に に け し を と と 人 笑	11条の第15章 相益 生寄す 附 し の所	つの名第 表のの は続税が 法人り はした を したのの 在地・たのの	11 項(の規究れぞれらなが、所を助けるのは、の税特を関	定の資記いり、地、	が 日本	1

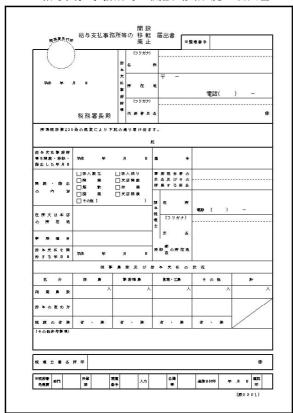
—— 人数を5→4名に変更

(4)として

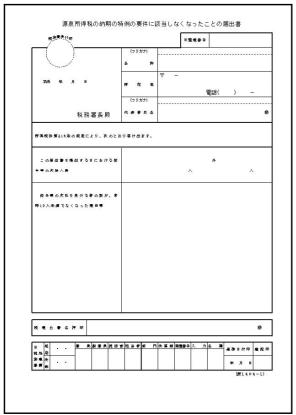
「租税特別措置法第70条第11項に規 定する特定地域雇用等促進法人に 対して寄附をしましたので、租税 特別措置法第70条第11項の規定の 適用を受けます。」を追加。 届出書セット 07.08

平成19年分においては、下記7表の新規作成及び各表の様式を変更致しました。

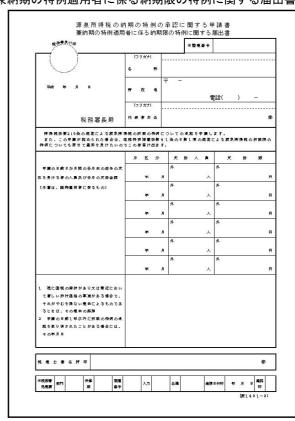
給与支払事務所等の開設 移転 廃止届出書



源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなった ことの届出書



源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書



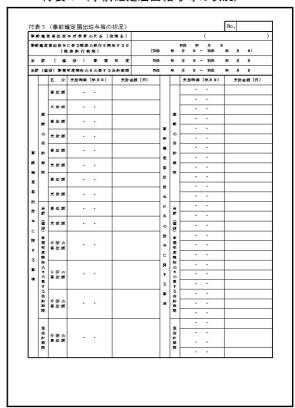
納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめ に関する民中書

	电位置数据					1000	***			
	_					* 2	理事分			
- ()			(ラリガナ)						
,	·			6	P):					
					=	-				
事時	4 月	Ħ		唐 在	ea.					
							電	舌()	-
				(フリガナ)						
		税務署長	E2	代册者乐	5					
	特別特置決策 のでこのは、			現在による疲力	所得权 6	が無限の	学例の数月	きを受ける	: E *	と取りや
40 IE 6	WELWE.	# I I II I								
÷ 0	o as o									
* *	* *	福出書の権法	1	*	я	в)				
50 M	± # 6 #	m								0
										-
※代表書		0.2	悪種		- 1		- Augustonia		7000 7	. 45
处理额	#F3	**	#9	7.75	4	5 (4)	通信目付	T #	Я	EP EP
()中家寨市					***	***				
	L)									
-	A E H = H									
t c	の居出書は、 者が、関項の			. 秋のり寒し傷 ことをやめよ						
1 5		親能の雇用	を受ける	ことをやめよ						
1 こ いる 項の	巻が、関項の 規能により毎	- 脱能の差用 け出るとを向	を受ける 使用し	ことをやめよ	うとする	多 合に、推	经排列站	L 协能行业	# 20:	緑の8無:
1 こ いる 項の 2 こ 8 類	者が、関項の 規定により易 の居出書を掲 1.項の規定は	の概能の雇用 け出るとをに 出した場合 : 産用されま	を受ける 使用し i には、複 せん。	ことをやめよ ます。 出をした目の	うとする	存合に、推 収扱の単に	税押別部 おいては	医沙撒行术 . 组织种品	が 置き	条の8類: 法類41条の
1 こ いる 項の 2 こ 8 類 し	者が、関項の 規能により毎 の雇出書を掲 1.項の規能は にがって、こ	・規能の意用 け出るときに 出した場合 ・意用されま の毎出事々	を受ける : 使用し: には、複 せん。 使出しに	ことをやめよ E す。 出をした 目の 日の刷する年	うとする	存合に、推 収扱の単に	税押別部 おいては	医沙撒行术 . 组织种品	が 置き	条の8類: 法類41条の
1 こ 切る 項の 2 こ 5 類 し 存収	者が、関項の 規能によりで の原出の規定 1 ながって はかって の が 対象 は は の が は は は は は は は は は は は は は は は は	・規能の意用 け出るときに 出した場合 ・意用されま の毎出事々	を受ける : 使用し: には、複 せん。 使出しに	ことをやめよ E す。 出をした 目の 日の刷する年	うとする	存合に、推 収扱の単に	税押別部 おいては	医沙撒行术 . 组织种品	が 置き	条の8類: 法類41条の
1 こ 切る 項の 2 こ 8 類 し (福出書の	きが、関項の 規能により標 の項の現 したが対 にかが対 に の が 対 が と と と と は と に は り に り に り に り に り に り た し た し た り た り た り た り と り と り と り と り と り と り	規能の雇用 付出るときに 間した場合 産用されま の写出事々 早1月19日	を受ける : 使用し i には、権 せん。 使出した となりま	ことをやめよ ます。 出をした 目の 日の用する午 す。	うとする! 属する単。 以優にお	場合に、報 収収の単に ける、ィタ	税 作別抄 おいては から14月	配鉄敷行す ・最親 特別 ま c の同 i	· 斯 z o : 1 油 量 8 : 取 采 :	条の8類: 装類41条 c
1 こ いる 項の 2 こ 8 類 し 存収 (届出書の 1 「	者が、関項の 規定に書きる の原のの での がが が が が が が が が が が に た に た に た に た り る を に た の に の た た た た た た た た た た た た た た た	現象の雇用 付出るときに 間した場合 意用されま の写出事で 早1月19日 在地」及び	を受ける : 使用し: には、 を せん。 に と なりま 「 校 乗 を は た り に り に り し に り し り し し し し し し し し し し	ことをやめよ ます。 出出をした 目の 目の刷す つ年 す。 長名(の参賞に	うとする 属する年 以後にお は、毎出	答 合に、程 以歌の単に ける、 r 月 ぎ の名称、	税 作別抄 おいては から14月	配鉄敷行す ・最親 特別 ま c の同 i	· 斯 z o : 1 油 量 8 : 取 采 :	条の8類: 装類41条 c
1 こ 項の 2 こ 5 切 (福出書の 1 「 2 本名	きが、原列を 現の の の を の の を に が が が に の の の の の の の の の の の の の	現象の雇用 付出るとを信 出した場合 選用をおま の写出事で 早1月19日 在地!及び	を受ける。世代は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は、他は	ことをやめよ ます。 出した 日の 日の 別する年 す。 長名 の参奪に されてれ松純し	うとする 属する年 以後にお は、毎出 てくださ	夢 合に、雅 以歌の単に ける、ィ月 ぎの名称、	税件別渉 おいては からに月 住房『春	配体を行す ・ 単便 体別 ま ○ の同(デ) 歩し ○	· 版 2 0 : 1 沙 世 8 - 成 余 : : (条の8類・ 券類41条(最似した8
1 こ 項の 2 まして 存 機 に 1 事 た	き焼の 日本が 大変 日本 が 次定 居出 の の 上本 変元 の の 上本 変元 () の か か か か か か か か か か か か か か か か か か	現象の重用に 付出るとを合 ・ 重用を出 ・ を 1 月 1 9 目 を 2 年 1 月 1 9 日 を 2 年 1 月 1 9 日 を 3 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	を長ける。 使はん。 にせばない ではない できる できる できる できる できる。	ことをやめよ ます。 出をした H の H o の H o の チャー・ まる! の 多額に たれてれ に に に に に に に に に に に に に	うとする 年 原 8.64 に の の は、 で を 出 な て が を と か か	夢 合に、雅	機棒別接 おいては から14月 住房 【巻	●参載行手 、组织料別 まなの同じ までの同じ 本店[主引	+ 第20: 1 神 世 (: 一 数 糸: : (は 本 : : : る 事 :	条の8類・ 券類41条(最似した8
1 こるの2 s (編出書 f かた地	き現のもたのか が能圧出域のもため 関し、 関し、 はいが開た。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	現象の重用に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を受用はん で使はんのない がある がある がある がある がある がある がある がある	ことをやめよ t t d a c l c b t a c a c a c a c a c a c a c a c a c a	うとする 年 の は てが の は て の は て の は と の は と の は と の と の は と の と 。 の と の と の と 。 の と の と 。 の と の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 の と 。 。 。 。 の と 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	を合い、 作品 できる	後 件別 物 おいては 月 住 所 で と 様 と が と は 月	動物を取行する 、組織機器 よっの同じ まっの同じ まってください	+ 据 2 0 : 1 沙 量 8 	条の8類: 分類41条の 数数した5 度 [主た: 物質)の8
1 ころの 2 5 数し (編出 f 多 た 地 f	者規のもにの書名所だとその 関い、 を関い、 関い、 を は を は の は は は の は は の は の の は の は の の は り た に し い た は た い し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 と き と う と 。 と き と き と 。 と き と き と き と き と 。 と き と 。 と き と 。 と き と 。 と き と 。 と き と 。 と き と と と と	現象の重用に のとを含まると のとを含まると のをものまる。 のをものまる。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 は、 ののでは、 は、 ののでは、 は、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののできる。 ののでできる。 ののできる。 ののでで。 。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののでで。 ののででで。 ののででで。 ののでででで。 ののでででで。 ののでででで。 ののででで。 ののででで。 ののでででで。 ののででで。 ののででで。 ののででででで。 ののででででででで。 ののでででで。	を受用は、しいませんと、代表を取けない。 しい ある 事件記るの かん ある 事件記る かん おんしょう かかかれ	ことをやめます。 出の何まるつ年 ます。 というの何まるつ年 またいで、「「「「「「「」」」 またいで、「「」」 またいで、「「」」 またいで、「「」」 またいで、「」	う 層 以 はてが等に る (番	税件別簿 おからに4月 年 ア ・	動物を取行する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・第20: 1 沙 世 () 	条の8 第 :
1 ころの 2 5 5 6 6 8 1 1 2 在 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	者規の1にの書名所だとそくが定居項が指を称し、国内と書規で映り、所にるのは、以上をのと参り、のは、日本のと参りを表し、は、日本のと参りを表し、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	風能の意見に 成性の を を を を を を を を を を を を を	を受用は、しまり、 ないまました。 できまれる かんかん ままり あいま かんしゅう かん かんしゅう かい	ことをやめよ t t d a c l c b t a c a c a c a c a c a c a c a c a c a	う 層 以 はてが等に住る	番	税件別簿 おからに4月 年 ア ・	動物を取行する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・第20: 1 沙 世 () 	条の8 第 参第41条。 参数似した8 原【主た: 参解】の8
しい項 さ 得出 事 在 労害	者規の目にの権害所だとそく様に出版の目標が推奪的に、国際ので期所、のころの定りのと数とは、「他のと参川目の、のはのにののには、世級の事権は、型際処理を考えた。	現象の意としています。 の一般には、 をあるとしていますが、 をあるとしていますが、 をあるとしていますが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	を受けたと、代表を出はしる。 使いません かいまく おもるの のなずる かんばん かいがい ある かいかい かんしゅう かかい かんじょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	ことと はず。 はず とした はず とした はず とした はず とした はず ない のれの 解釈 在後 所 事 さ た を に 所 と し 角 か お 絶 世 か し な	う 覇 尽 はてが等に任さる 年 お 出さ者称記者	を	機棒別 かい 住 所 で 合 保 を (■誘動行列 ・単純 観 神景 ・ま c の同(・ま で に まり ・ で で と を お ・ の の 数 1 3	・第20: 1 沙 世 (: 放 来 : : は 本 : : こ る 年 :	条の8 第 4 (条)
1 ころのこちしているのであり、5 日本在「本本在「おおた」6 日本のでは、	者規の目にの権害所だとそく様に出版の目標が推奪的に、国際ので期所、のころの定りのと数とは、「他のと参川目の、のはのにののには、世級の事権は、型際処理を考えた。	現象の意としています。 の一般には、 をあるとしていますが、 をあるとしていますが、 をあるとしていますが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	を受けたと、代表を出はしる。 使いません かいまく おもるの のなずる かんばん かいがい ある かいかい かんしゅう かかい かんじょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	こと とす。 とした とした とした とした とした のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	う 覇 尽 はてが等に任さる 年 お 出さ者称記者	を	機棒別 かい 住 所 で 合 保 を (■誘動行列 ・単純 観 神景 ・ま c の同(・ま で に まり ・ で で と を お ・ の の 数 1 3	・第20: 1 沙 世 (: 放 来 : : は 本 : : こ る 年 :	条の8第: 参第41条。 像似した8 (事件)の8 (事件)の8 (事件)の8
1 ころのこ2 5 再出書 在 「 おた 地 「 いの	参規の単位の輸出所によるく提供を規定を受けれています。 のことのは関係していませんを対していませんを対していませんが、は、他のと対しては、は、一位のと参りは、単位のとでは、単位のとでは、単位のをできません。	現在の意とは、 作出し乗りをする。 であるとは、 であるとは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	を受けない。 はいまま というない とうしゅう おいま おいま はんかい おいま はい あいま のいのない あいま のい かい	こと とす。 とした とした とした とした とした のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	う 覇 尽 はてが等に任さる 年 お 出さ者称記者	を	機棒別 かい 住 所 で 合 保 を (■誘動行列 ・単純 観 神景 ・ま c の同(・ま で に まり ・ で で と を お ・ の の 数 1 3	・第20: 1 沙 世 (: 放 来 : : は 本 : : こ る 年 :	条の8第: 参第41条。 像似した8 (事件)の8 (事件)の8 (事件)の8
しい項 2 の 得出 事 在 2 声音 印しての 2 の 2 例 4 単 7 かた地 「しの「し	者親の『たの唐を防たとそく複数の『たの唐を防たとそく複数の『たの唐を防じ、に出める類別』の、以他を早またの原は曹徳は、世 (他のと参)目をいる。 原では、 一般のでは、	現在の意とは、 作出し乗りをする。 であるとは、 であるとは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	を受けない。 はいまま というない とうしゅう おいま おいま はんかい おいま はい あいま のいのない あいま のい かい	こと とす。 とした とした とした とした とした のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	う 覇 尽 はてが等に任さる 年 お 出さ者称記者	を	機棒別 かい 住 所 で 合 保 を (■誘動行列 ・単純 観 神景 ・ま c の同(・ま で に まり ・ で で と を お ・ の の 数 1 3	・第20: 1 沙 世 (: 放 来 : : は 本 : : こ る 年 :	条の8第: 参第41条。 像似した8 (事件)の8 (事件)の8 (事件)の8
しい項 2 の 得出 事 在 2 声音 印しての 2 の 2 例 4 単 7 かた地 「しの「し	者親の『たの唐を防たとそく複数の『たの唐を防たとそく複数の『たの唐を防じ、に出める類別』の、以他を早またの原は曹徳は、世 (他のと参)目をいる。 原では、 一般のでは、	現在の意とは、 作出し乗りをする。 であるとは、 であるとは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	を受けない。 はいまま というない とうしゅう おいま おいま はんかい おいま はい あいま のいのない あいま のい かい	こと とす。 とした とした とした とした とした のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	う 覇 尽 はてが等に任さる 年 お 出さ者称記者	を	機棒別 かい 住 所 で 合 保 を (■誘動行列 ・単純 観 神景 ・ま c の同(・ま で に まり ・ で で と を お ・ の の 数 1 3	・新 20 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	条の8第: 参第41条。 像似した8 (事件)の8 (事件)の8 (事件)の8

事前確定届出給与に関する届出書

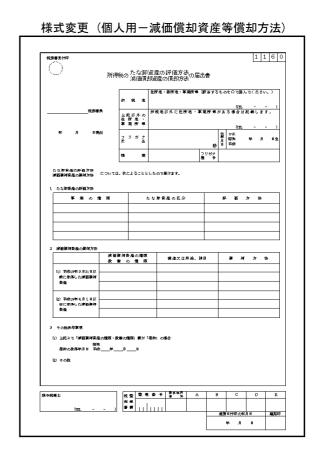
		80.00	表件面	7 101	-L ~ /W		- 100		届出書		建造がたっ	75852		
日本	_	1	1	ý.		Marine C	I to I	CRD						
報意 本 月 世		(J				0.000							
Table T		1							Ŧ -	-				
						体验	L .							
19 1997 代表書主名 マー 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	-	神社	早月	н		体板	10 4	ж. чи					-	
							(7.5	ガナ)				12281	J	
(19 対対)							代表:	* E &			00000			00000
限的者長期									₹ -	9				
### 2			1	说務署	長殿		代表	产住所						
	æ 0€ 00 €	100000									整理	4 9		
	M			Ŧ -					9	(2)	#6	73		
	100									36	₩ 1	# #		
● 株 ★ ★ ★ セ ▼ - 株 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	2	- to II	4045			Q. 8	t :	-				* 2		
	A	110								1/-	-	_		
	100			Ŧ -								2 #		
李和俊皇帝がからこのいて死のとおり等け出ます。 北 日本の世界を出からにおりますが出来る。 日本の世界を出からにおりますが出来る。 日本の世界を出からにおりますが出来る。 日本の世界を出からにおりる時代をあります。 日本の世界を出からにおりますが出来る。 日本の世界を出からにおりますが出来る。 日本の世界を出からにおりますが出来る。 日本の世界を出からにおりますが、日本の一方の一分のとおり。 日本の世界を出からにおりますが、日本の一方の一分のとおり。 日本の世界を出からにおりますが、日本の一方の一分のとおり。 日本の世界を出からにおりますが、日本の一方の一分のとおり。 日本の世界をよりの世界に対する。 日本の世界をよりの世界に対する。 日本の世界をよりの世界に対する。 日本の世界をより、日本の生の生命をより、日本の世界をより、日本の世界をより、日本の世界をより、日本の世界をより、日本の世界をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命をより、日本の生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生命を生	人多	代表	往所								B 1	+ 36		
日本の主要がある。 日本の主を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述	3	内推定	第出货 争	について下	私のとおり	毎け出ま	7.	38						
① 事情重要素がから取り扱うを含めて自動する。									* .	9 8				
回	0	筝前推定							н					
が抱した目							(政能事 由	の悪馬)						
			事由の報	東及びその	神改革事	•								
 予報度基準信仰をいった証券内限からによる大学としい。場合以下等する場合的というでは、						1800	改定事 主	が重じた	目) 军府	#	д в			
3 大郎としい場合の(宇宙電影を出合の 大部階を目標される(中部では、原名 1	@ 1	阿拉拉	出給を報	の鉄道		H	#1 lino	~50	.) ຄະ	89.				
が影響を付きした影響をした影響とした影響														
						٥								
30年から終り (***					2302		h	9 980	1.21	4.13				
(RODSENTEDFINE TRAC 年 月 日) (O DXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX						- 10	æ≼ Lino.	~50	.) തമ	By.				
(6) ① XIMO CHREAD : TRANS →	Ψ.	C = ORESO	7000	10 49										
(1) の分析例(月)配名目室 [100 年 月 日) 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	Æ						mis 1 B×	と記載する	क्षा ।	& 8	H)			
2	出 # .	(1)	अ अल 4)	月经返日等	[平統 年	月日)		- 17714		-	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	険となる	ь
2000 0 0 0000000								. д	Ħ		L			
化沙香水瓶剪 旅門 外籍期 間積重今 旋光降 新 寿 風險日什甲 年 月 日 能	=	e t	# 4	H H										ŝ
	R		_	$\overline{}$	1		_	_		$\overline{}$	1.			_

付表1 (事前確定届出給与等の状況)

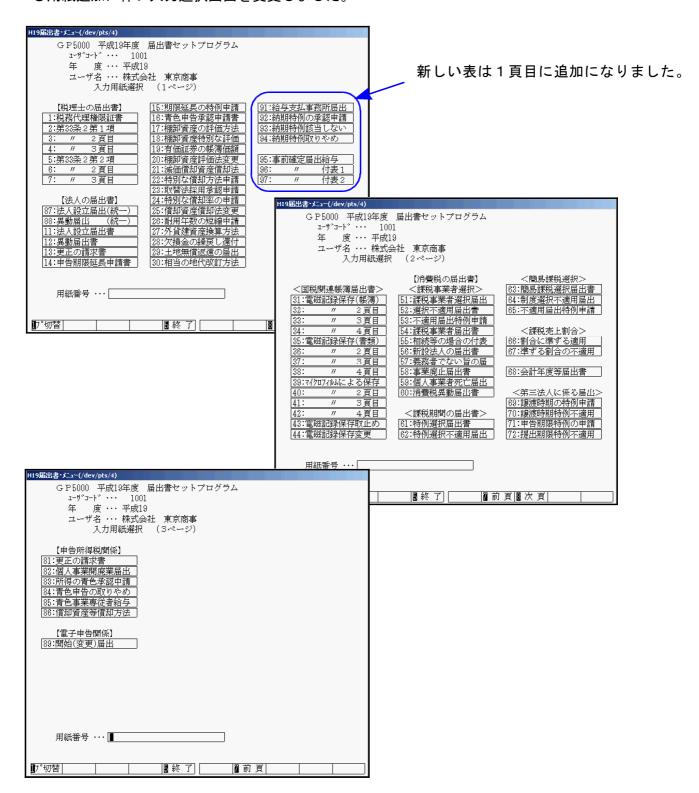


付表1 (事前確定届出給与等の状況)

(後服益)	t)	事病産能居出治与対象者 以外の役員の反名 (役 帳 名)	t
大拾降期 [年月日]	大作金額 [円]	大松時期 [早月日]	大粉金額 [円]
		9 9	
9 1		8 8	
9 9		9 9	
		0.0	
		0 8	
		3 4	
8 4		3.4 (1)	
		9 0	
事前権宣居出居与所象者 以外の改員の圧名 【役 限 名 】	t)	事病産定居出治な対象者 以外の役員の反応 [役 様 名]	t
大拾降期 【舉月日】	大路金額 [円]	大松時期 [早月日]	大粉金数 [円]
		2 2	
		12 21	
v 1			1
		9 10	
		1 1	



●用紙追加に伴い入力選択画面を変更しました。



●各表の変更

表種	変更内容
11.计 凯克尼山事	・「合併等期日」欄 → 廃止
11∶法人設立届出書 	・適格区分 → 設立の形態が2~4である場合の適格区分
	・本店又は主たる事務所の所在地 納税地 代表者住所
 12:異動届出書	・異動年月日 → 異動年月日(登記年月日)
12·共助曲山音 	・「添付書類」欄 → 廃止
	・「事業年度を変更した場合」欄 → 追加
	• 「合併、分割の場合」欄 → 追加
57:義務者でない旨の届	・課税事業者となった日 → 納税義務者となった日
	・郵便官署消印の年月日 → 通信日付印の年月日
	・索引番号 → 一連番号
	住宅借入金(取得)等特別控除 → 住宅借入金等特別控除
 81:更正の請求書	・「住宅耐震改修特別控除」欄 → 追加
01. 史正の調水者	・②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離事業所得」、「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」、「商品先物取引の分離事業所得」、「商品先物取引の分離雑所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。
	・②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、 「山林所得」、「退職所得」を記載してください。
	・「還付される税金の受取場所」 → 様式変更
 82:個人事業開廃業届出	・税務署長殿 → 税務署長
83:所得の青色承認申請 84:青色申告の取りやめ	・平成年月日提出 →年月日提出
85:青色事業専従者給与 86:償却資産等償却方法	・「通信日付印の年月日」「確認印」欄の追加 - 通信日付印の年月日 確認印 年 月 日